

モーリタニア月例報告
(2022年1月)

2022年2月
在モーリタニア日本国大使館

主な出来事

【外政】

- 1月 2日 アルジェ・ヌアクショット間の海上ルートの開設
- 1月 3日 西サハラにおける砂金採掘者3名の殺害
- 1月10日 ガズワニ大統領のアクフォ＝アド・ガーナ大統領（ECOWAS議長）との電話会談
- 1月11日 モーリタニア航空のマリとECOWAS加盟国を結ぶ定期路線の欠航
- 1月12日 ガズワニ大統領とガーナ外相との会談
- 1月12日 ECOWASの対マリ制裁におけるモーリタニアの役割に関するビラール元駐マリ・モーリタニア大使の論評
- 1月17日 ガズワニ大統領とデ・ミストゥラ国連事務総長個人代表との西サハラ問題に関する会談
- 1月18日 マリ政府代表団のモーリタニア訪問
- 1月19日 早期民政移管に向けた対マリECOWAS制裁強化の影響と今後の展望に関する識者論評
- 1月22日 マリにおけるモーリタニア人7名の殺害に係る政府代表団の派遣

【内政】

- 1月25日 国民対話（政治協議）開催をめぐる課題に関する論評

【G5サヘル】

- 1月15日 武力攻撃により発生したサハラ地域における国内・外避難民数の増加に関する報道
- 1月24日 G5サヘル執行事務局によるブルキナファソ情勢に係るプレスリリースの発出

【経済】

- 1月17日 新たな食料品の価格統制策の適用

1月27日	魚粉工場とイワシ類の資源管理に関する論評
【新型コロナウイルス】	
1月1日	第4波の発表
1月3日	ガズワニ大統領他要人の感染の確認
1月3日	ワクチン接種キャンペーンの成果の発表
1月14～16日	コロナ禍第4波を受けたコロナ対策キャンペーン
1月16日	ザーハブ保健大臣の現下のコロナウイルス感染状況に関するテレビ・インタビュー
1月24日	陰性証明書の提示義務等の新たな水際対策の決定

【外政】

●西サハラにおける砂金採掘者3名の殺害（5日付当地民間ニュースサイト「GRIDEM」）

1. 3日、モロッコ支配下にある緩衝地帯に侵入したモーリタニア人砂金採取者3名が、モロッコ軍のドローン機によって殺害されたと見られている。長引く西サハラ紛争の新たな民間人被害者となる。殺害された3名のほか4名が負傷した。2020年秋に西サハラ情勢が激化して以来、モロッコは、長年にわたり国家の支配を逃れていた同緩衝地帯の警戒を強化していた。

2. バレナダ（Isaias Barrenada）マドリッド・コンプルテンセ大学教授（国際関係学）によれば、「モロッコ人死亡者も含めて、モロッコ当局は完全に沈黙しており、情報は限られている。」。2021年11月5日にモーリタニア人金鉱労働者2名が負傷しており、かかる（モロッコ当局の）失態は今回が初めてではない。同年11月1日には、西サハラを通過していたアルジェリア人トラック運転手が殺害された事案を受け、モロッコ・アルジェリア間の断交以来、両国関係はかつてないほど悪化している。

3. 一方、モーリタニアは、モロッコとの紛争における被害について公式には言及していない。バレナダ教授は「ヌアクショットは脆弱な外交プレイヤーだ」とした。国境付近の緊張関係を懸念し、モーリタニアは2021年11月に監視レーダー3機と指揮統制情報センターをズエラートに設置している。

●アルジェ・ヌアクショット間の海上ルートの開設

1. アルジェ・ヌアクショット間の海上ルート開設（4日付当地仏語系メディア「GRIDEM」）

（1）テブン大統領は、2日の閣議で、アルジェリアとモーリタニア間の海上ルートを近く開設するよう運輸大臣に指示した。アルジェリア大統領府は声明で、本海上ルートは首都アルジェとヌアクショット港を結ぶ海上ルートを指すと述べた。本決定は、昨年末のガズワニ大統領のアルジェリア公式訪問を受けて、両国の貿易を拡大するために行われた。

（2）両国は、地理的に近接し、それぞれ鉱業、農牧業、工業のポテンシャルを持ち、互いに有用であるにもかかわらず、それらの利点を未だ十分に享受できていない。両国間の貿易品目によってはヨーロッパの港を経由しなければならず、モーリタニアが輸入する建築資材、農産物、包装資材などは、地中海の反対側にある港を経由して輸送されることもあり、ヌアクショットまで数ヶ月かかることもある。なお、モーリタニアからアルジェリアへの輸出品目は漁業・農牧業関連の製品が中心。

（3）本海上ルートの開設により、両国間の経済協力や貿易が促進される。特

に、欧州の港で積み替えを行うことで発生する追加輸送費用を削減できる見込み。これらの追加輸送費用は、荷主によって商品の販売価格に転嫁され、高額となっている。更に、モーリタニアがセネガルに近接していることから、本海上ルートの開設は、西アフリカとマグレブ地域との貿易の上で、西アフリカ市場への窓口となりうる。

●ガズワニ大統領のアクフォ＝アド・ガーナ大統領（ECOWAS議長）との電話会談

1. ガズワニ大統領のアクフォ＝アド・ガーナ大統領（ECOWAS議長）との電話会談（10日付当地政府系系メディア「モーリタニア通信（AMI）」）

（1）10日、ガズワニ大統領はECOWAS現議長であるアクフォ＝アド・ガーナ大統領との電話会談を行った。

（2）アクフォ＝アド大統領は、マリの現状について、9日にガーナの首都アクラで開催されたECOWASの臨時首脳会議にて下された（マリに対する制裁の）決定を伝えた。両大統領は、この問題に関して協議を継続することに合意した。

（3）ガズワニ大統領は、ガーナ側の説明に耳を傾け、兄弟国であるマリの治安、統合、安定の維持のため、マリが現在の困難を克服することを願うというモーリタニア側の思いを強調した。

2. マリに対する制裁の決定がモーリタニアに及ぼす影響（11日付仏系メディア「rfi」）

（1）海にアクセスできないマリにとってECOWAS加盟国・マリ間の国境閉鎖が及ぼす打撃は大きい。この状況を脱する数少ない方法は、隣国のモーリタニアである。10日、ガズワニ大統領は、ECOWASの現議長であるアクフォ＝アド・ガーナ大統領と電話で会談を実施した。

（2）モーリタニア国営メディアAMIによると、この呼びかけのイニシアティブをとったのはアクフォ＝アド大統領である。ガズワニ大統領はアクフォ＝アド大統領の主張に耳を傾け、兄弟であるマリが現在の困難を克服するのを見届けたいと述べた。

（3）モーリタニア・マリ両国の経済関係は密接かつ歴史的なものである。マリはモーリタニアの海上アクセス権を利用して、アラビアゴム（アカシア樹脂）などの製品を海外に輸出し、また製造品を海外から輸入している。更に、両国間の陸路の国境は、特に家畜の取引に多用されている。

（4）ヌアクショット大学のアワ・経済学教授（Mr. Abdallahi Ould Awa）は、「モーリタニアにとっては、マリを助ける以外に選択肢はほとんどない。二国

間関係や利害関係もあまりに密接故、マリに圧力をかけることはできない。」と述べている。

(5) しかし、モーリタニアは、近年重視してECOWASとの友好関係を維持したいという関心も有している。2017年、モーリタニア政府はECOWASと協力協定(同協定では自由貿易協定を含むECOWAS貿易政策へのモーリタニアの参加が規定されている)を締結し、モーリタニアの西アフリカ経済圏との統合を加速させている。

●モーリタニア航空の対応(11日付当地民間サイト「CRIDEM」)

9日のECOWASによる対マリ制裁(ECOWAS加盟国～マリ間の陸・空の国境閉鎖)を受け、11日、モーリタニア航空は、マリとECOWAS加盟国を結ぶ定期路線の欠航を発表した。

●ガズワニ大統領とガーナ外相との会談(12日付当地政府系ニュースサイト「モーリタニア通信(AMI)」他)

1. 12日午後、ガズワニ大統領は、ポチュウェイ・ガーナ外務・地域統合大臣(ECOWAS議長であるガーナ大統領特使)と会談した。会談では、モーリタニアとガーナ二国間関係及びECOWASとの関係に議論が及んだ。

2. 会談後記者会見でのポチュウェイ外相発言振りは以下のとおり。

(1) ガズワニ大統領との会談は、マリ情勢及び9日のECOWAS臨時首脳会合の決定をガズワニ大統領に説明する機会となった。

(2) ECOWAS首脳はガズワニ大統領(の取組み)を評価し、(ECOWASの決定への)支持を期待している。マリ情勢の不安定化はマリー国のみならず、サヘル・メンバーたるモーリタニア、及びECOWAS加盟国にも影響する。

3. なお、ポチュウェイ外相はイスマイル外相とも別途会談し、その後、ヌアクショット大学にて外交資料を視察した。

●ECOWASの対マリ制裁におけるモーリタニアの役割に関するピラール元駐マリ・モーリタニア大使による論評(12日付当地独立系ニュースサイト「CRIDEM」)

1. (1) 自分(ピラール元駐マリ・モーリタニア大使)がマリで大使を務めていた時、(内陸国である)マリが海上アクセス権を獲得できるよう、ヌアクショット港におけるマリ向けの貨物倉庫の設置に貢献したが、この貨物倉庫の存在を念頭に置いた上で、今般のマリ危機におけるモーリタニアの役割を考えるべきである。

(2) モーリタニアとECOWASは(2017年)協力協定を締結しており、こうした関係も重視すべきであり、モーリタニアのECOWASオブザーバーとしての役割を忘れてはならない。モーリタニアはG5サヘルの一員であり、マリと2,300キロの国境線を共有していることも考慮すべきである。

2. もしECOWASが発動した対マリ制裁にマリが耐えられなくなり、マリがあらゆる同盟関係を断絶してしまったら、誰も対処できなくなる。こうした不幸な選択は、最も過激なマリ人によって取られるだろう。マリ国民は、先祖代々続く尊厳を大切にしており、またナショナリストの面も持ち合わせていることを忘れてはならない。セネガル河開発機構(OMVS)の一員であるモーリタニアは対マリ制裁を全て実行に移すことはできないだろう。

3. (2021年9月に発生した)クーデターの対応で身動きが取れなくなっているギニアは、絶対にマリとの国境を閉鎖することはないだろう。またセネガルについても、同国とマリとの利害関係が余りに密接なため、対マリ制裁も長くは続かないだろう。

4. (1) マリと隣接しているモーリタニアは、マリとの国境を閉鎖することはできないだろうし、むしろ、双方(ECOWASとマリ)の要求の妥協点を見つける役割を担うことができるのではないか。

(2) 我々の大統領は、ハイレベルで、マリ側と深い協議を行い、将来の選挙に向けた受入れ可能なスケジュールを提示することができるだろう。また、ガーナ大統領でもあるECOWASの議長にも、我々の大統領が連絡をし、双方にとって受入れ可能な妥協点を見つけるまで、ECOWAS議長と共に(適切な)手続きを進めることができるのではないか。

(3) 長く続く両国間の親戚関係、(文化的・民族的)類似性、友好関係のおかげで、マリは、我々の大統領及び国を高く評価しており、この類似性や結びつきは、多くのマリ難民の受け入れの土台となっていると確信している。

(4) (ガズワニ)大統領は、モーリタニア国民全体、特に困難な交渉にも慣れた外交団と協力しながら、この困難な仕事と向き合わなければならない。

●ガズワニ大統領とデ・ミストゥラ国連事務総長個人代表との西サハラ問題に関する会談(17日付当地政府系メディア「モーリタニア通信(AMI)」)

1. ガズワニ大統領は17日、大統領府にて、デ・ミストゥラ国連事務総長特使(西サハラ問題担当)を出迎えた。

2. 謁見は、イスマイール外相、レミン大統領府官房長官、ボアマ

(M. Anthony Kwaku Ohemeng Boamah)国連モーリタニア常駐調整官、オブライエン(Mme. Sharon O'Brien)国連副特使の出席の下実施された。

3. デ・ミストゥラ国連特使は、10月7日にグテレス国連事務総長から同

ポストに任命されて以来初の地域視察の一環として、16日の夕方にヌアクシヨットに到着した。

●マリ政府代表团によるモーリタニア訪問（18日付当地政府系ニュースサイト「モーリタニア通信（AMI）」）

1. 18日、ディオップ・マリ外務・国際協力大臣を団長とするマリ政府代表团は、ギニアに続いてモーリタニアを訪問した。ガズワニ大統領表敬に続き、両国外相の下で作業部会が開催され、両国の協力関係を発展・強化させるための方策と、両国の利害に係る地域・国際問題について議論された。

2. 大統領表敬後の、ディオップ・マリ外相による記者会見での発言振りは以下のとおり。

（1）本日、政府代表团を率いて、ゴイタ暫定大統領からガズワニ大統領に宛てた、親愛・感謝・連帯・友愛のメッセージを携えてヌアクシヨットに来訪した。

（2）同メッセージはまず、昨年12月末の「国家再建のための国民対話」の開催に見られるマリの移行プロセスの課題と進展の文脈で位置づけられ、同対話の結論についてガズワニ大統領に説明し、我々が解決策を見いだせるよう、兄弟国マリのための助言・方向性・示唆を頂くようお願いした。

（3）また、今回の訪問は、我が国がECOWASとUEMOAによる制裁に直面する難しい局面で行われた。今回の制裁がマリ国民に不当に課され、またマリと隣接国に問題を及ぼすにもかかわらず、暫定大統領は自分（ディオップ外相）に対し、対話と協議を通じて解決策を見出し、マリ国民の期待と国際社会の要求とのバランスを見出すべく取り組む点につき、ガズワニ大統領を安心させるよう命じた。

（4）これらの問題につき、ガズワニ大統領からは、モーリタニアとマリは友人、兄弟そして親類であるため、全ての必要なことがなされるだろう、との言葉を頂いた。（ガズワニ大統領は、）モーリタニアに影響することはマリにも影響し、逆も同様であり、現在の特殊な状況下で、これまで同様、マリはモーリタニアの連帯と支持を頼りにしてよく、マリ国民の安寧のために（必要な）全てのことがなされるだろう（、と仰られた）。

（5）こうした議論のなかで、モーリタニアの強力な連帯に謝意を表明したい。

（6）マリの移行プロセスがコンセンサスと対話の枠組みの中で終わるよう、我々が手を取り合って、対話を続けることにつき、必要な保証を与えることも重要である。また、近隣国やアフリカを含む国際社会がマリの状況をより良く理解し評価するよう必要な一歩を進めることも願う。

(7) これらの問題につき、マリのことを誰よりも良く理解するガズワニ大統領から賢明な助言を頂いた。モーリタニアとマリ、そしてより広くサヘルの国民の平和と安定、理解、友愛のために、(ガズワニ大統領からの)貢献が必要となる。

●早期民政移管に向けた対マリECOWAS制裁強化の影響と今後の展望に関する識者論評(19日付独系国際放送事業体「ドイチェ・ヴェレ」)

1. モーリタニアを取り巻くマリ・ECOWASの動向

(1) ECOWASは、マリ暫定政権に対する制裁を発動して以来、加盟国ではないモーリタニア側も制裁を発動するよう、モーリタニアとの間で様々な取組を実施してきた。一方、マリ側は、モーリタニア側が制裁を発動しないよう説得すべく、政府代表団は、特に国境の開放の維持をモーリタニア側に訴えた。これらの状況を踏まえ、モーリタニアは自らの立場を認識する必要がある。

(2) マリとモーリタニアは2,000キロメートル以上の陸上国境を接している。モーリタニアはヌアクショット港を通じて、マリの海へのアクセスルートの一つとなっている。また、安全保障面では、両国は共にG5サヘルのメンバーである。

2. 禁輸策か調停策か

モーリタニア国軍元大佐のムエメル(Mr. Boukhrary Mohamed Muemel)氏は、これらのモーリタニア・マリ両国のつながりを考えると、モーリタニアがECOWASの決定を適用するかどうかについて疑問視しており、以下のように述べている。

(ア) 一部の製品の禁輸措置については、回避することは難しいことではない。禁輸措置はモーリタニアにとって幸運ではなく、むしろ不運。

(イ) 国境を越えた両国の輸出や関係は必然的に強化されるだろう。マリがモーリタニアに派遣した政府代表団の訪問も、貿易関係が主な目的である。

(ウ) ECOWASやUEMOAの決定は、組織内で一致した決定ではなく、禁輸措置は厳格に適用されないのではないか。

(エ) モーリタニアは、マリの政権移行期間に係る現在の危機に対する交渉による解決、すなわち、アルジェリア政府の提案や、(民政移管の選挙を2026年に行うとする)マリ暫定政権の提案及び(当初の約束通り2022年2月に選挙を行うべきという)ECOWASの要求の間を取った中間解決策の発見に貢献できるはず。

3. 悪手の地域戦略

学者のエル・ハセン氏(Mr. Mohamed Ould Mohamed El Hacem)も以下のように

に述べている。

(ア) モーリタニア・マリ間国境が閉鎖されるとは考えにくい。

(イ) 欧米諸国も加わったECOWAS－UEMOA戦線は、漫然と強制的な手段を実行するのではなく、マリ当局に期限を付して最後通告を突きつけることから始めるべきだった。

(ウ) 両国間国境の正式に閉鎖は、国境地帯に住む（両国を往来する）遊牧民を考えると、理論的にありえないことである。

(エ) また、モーリタニア世論の中には、ECOWAS諸国の一部世論と同様に、今回の制裁は過剰で非生産的だと考えている層も存在する。

●マリにおけるモーリタニア人7名の殺害に係る政府代表団の派遣

1. 21日付大統領府コミュニケ（骨子）

(1) マリ領域において無実の同胞7名が殺害されたことを受け、ガズワニ大統領は遺族及び同地域の住民に対し、深甚なる哀悼の意を表明した。また同大統領は、イスラム・基礎教育大臣、大統領府輔佐官、ホード・エッシャルギ州知事に対し、Adel Bagrou村に赴き弔意を表明するよう指示した。

(2) また、ガズワニ大統領は、同地域住民に対し、同地域の平穏と安全のために必要な全ての措置を取ることを約束した。

(3) この点、今回の惨劇の原因を究明し、犯人に最も厳しい処罰を行うべく、外務大臣、国防大臣、内務大臣、国家公安庁長官からなる政府代表団をマリに派遣することを決定した。

2. 22日付イスマイル外相声明（骨子）

(1) 22日午前に到着したモーリタニア代表団はマリ暫定大統領を表敬した。同暫定大統領は今回の惨劇に哀悼の意を表し、問題究明と犯人逮捕のために必要な全ての措置を取ると確認した。

(2) マリ側は、モ・マ合同委員会を設置し、国境周辺の治安監視と、今回のような事案をフォローするメカニズムの設置に合意した。

(3) 更に、マリ在住のモーリタニア人コミュニティ責任者とも会談し、今回のような事案が二度と起きないことを約束した。マリ在留モーリタニア人は、マリの現実を直視し、不安定な現状を踏まえて慎重に行動する必要がある。マリとは2,300キロに及ぶ国境を共有しており、今回のような惨劇を未然に防ぐことは困難である。

3. 背景記事まとめ（21日付当地独立系ニュースサイト「CRIDEM」他）

(1) 今回の事案は、モーリタニア国境から近い（約80km）マリのクリコロ州ナラ村(Koulikoro, Nara)で発生した。20日（木）時点では、19日

(水)に巡回中のマリ国軍が、同村市場に（普段から）往来していたモーリタ

ニア人14名を逮捕し、遺族によればうち4名が殺害された（喉を切り裂かれた）と報じられていた。今回、7名が殺害されたことが明らかとなった。なお、Adel Bagrou村を含む地元住民の抗議にもかかわらず、21日まで両国政府は一連の報道に言及していなかった。

（2）大統領府コミュニケでは（殺害したとされる）マリ国軍を名指しで糾弾していないが、原因究明と厳しい処罰を行う旨を言及している。政府高官によれば、「モーリタニア当局は憤慨している。木曜日の閣議でも本件が取り上げられ、ガズワニ大統領は憤慨した。モーリタニア政府はマリ当局に対し抗議の書簡を送るかもしれない。」

（3）なお、2012年、モーリタニア人説教師8名がマリ北部ディアバリ（Diabali）でマリ国軍によって殺害された際、モーリタニアは「集団暗殺（assassinat collectif）」と糾弾している。

（4）一方、22日のモーリタニア代表団に対し、マリ当局は国軍の責任を否定した。マイガ（Abdoulaye Maiga）政府報道官は、「マリ政府は如何なる責任も否定し、現時点でマリ国軍の関与を示す証拠はない」とした。

【内政】

●国民対話（政治協議）開催めぐる課題に関する論評（25日付当地独立系メディア「CRIDEM」）

1. 何かに対する期待が裏切られたときに、「大山鳴動して鼠一匹だった」と言う。これまで政府改革が発表されても、結局は同じ顔ぶれによる軽微な変更で終始することがしばしばあった。数カ月前、ガズワニ大統領が野党との対話の再開を望む意向との報道が流れた際も、また大山鳴動して鼠一匹だろう評価する人々もいた。しかし、ガズワニ大統領は、社会的な問題は常に政治的な問題につながることから、強い政治的インプリケーション・メッセージを含む国民対話（政治協議）をおとなしい反対派に提示している。

2. 「人道上の負債」や、奴隷制度の残余が国民対話（政治協議）の問題としてあげられる。ガズワニ大統領と野党は、異なる部族間の共存、モーリタニアの文化的アイデンティティ、言語、差別などについても議題とすることになるだろう。このようなイニシアティブで、大衆を骨抜きにするのに慣れている軍部の意図を疑う悲観的な意見も出続けている。しかし、モーリタニアの大半の政治家は、このアプローチが根強い社会問題を解決するために有益であると考えている。また、労働組合は、様々な労働課題を抱えており、人権団体も、人権分野での侵害の大きさに愕然としている。しかし、今のところ国民対話（政治協議）はアイデアが出たばかりの取り組みに過ぎず、未だ行動に移されていない。国民対話（政治協議）を実行に移すよう指示された政権与党UPR

の議長は、親しい協力者との面談のみで満足している状況である。

3. 予定されている国民対話の方法については、まだ何も明らかではない。しかし、圧倒的多数の政治・社会アクターは、アブデル・アジズ前政権下にUPRが行った古い形の対話ではなく、プロセス全体を通してモーリタニア人が参加する包括的対話を望んでいる。

4. 国民対話に至るまでには、まず、対話の準備委員会の設置が求められるが、委員会の設置は、その構成と役割に関して合意が必須という点で非常に困難である。新型コロナウイルスの出現時に設置された、国会に議席を有する政党で構成された協議枠のような枠組みになるのか、それとも、政府の政党や市民社会との協議に依拠した枠組みなのか。いずれにせよ、どの政治団体も委員会から外されることを望まず、また、委員会をコントロールしたいと考える故、交渉は困難を極める。もし、信頼に足る包括的な協議を開催したいのならば、政府は慎重に、かつ一部の支持者の不興を買う危険を冒してでも合意を見出さす必要がある。タワスール（ムスリム同胞団系政党）、AJD/MR（人道上の負債の問題の解決、アフリカ系モーリタニア人に対する差別の是正を訴える政党）など、これまで議論から遠ざかっていた野党も議論の場に組み込む必要があるだろう。国民の団結と社会の結束を強化する方法を見出す主要政党の取り組みは、非生産的なままではならない。

5. 次の段階では、委員会の権限を定め、議題を決定する必要がある。議題の重要部分は、与野党の強力な支持によって練り上げられたロードマップですでに示されている。しかし、本ロードマップ策定に係る会合に参加しなかったアクターの提案や、貢献が必要であることに変わりはない。すべての政治家は、モーリタニアの国民統合の問題や、多くの国民が抱く疎外感を解決する必要があると認識している。UPRは、協議への施策を練り上げるべく、セミナーやワークショップを開催している。政府は、支持者の意見を聞かなければならないが、これまで行ってきた政府の人事任命はこの方向には進んでいない。

6. 次に、委員会の勧告を実施するためのスケジュール、実施のメカニズムの確立が求められる。勧告実施のスケジュールとその進め方を定義することとなるが、この点、勧告の実施と、次の選挙を加味した形でのスケジュールの調整が必須。

7. 国民対話は特定の組織の再編成につながるはずで、特に独立選挙委員会（CENI）（選挙委員会は、与党と「与党寄りの野党」でのみ構成されており、野党はこの構成を問題視している）と場合によっては憲法評議会という、選挙の適切な実施に不可欠な組織の再編成につながるのは必須。また、現在施行されている選挙区画の変更（選挙に関しては、選挙区画が10万人以上の区画では、日本の比例代表制度のように各政党が獲得した投票数に応じて複数の

議席配分が行われる一方、人口10万人以下の選挙区画では当選者が1、2名と少なくなり、かつ獲得票の最も多い党が全議席を獲得する日本の小選挙区制度に準じた制度が適用されといる。与野党それぞれ、自己に有利となる形の選挙区画の変更を主張することが予想されている。)にもつながるはずで、これは決して容易なことではない。

8. 監視と実行の仕組みは、依然として必須である。今回の対話では、過去の対話のように、大統領とその政府の引き出しの中で眠る美しい決定となるのを避けることが重要である。さもなければ、対話は万能ではなく、国家のトップの政治的意思のみが重要であると考え人々が正しいことを証明することになるだろう。

【G5サヘル】

●武力攻撃により発生したサハラ地域における国内・外避難民数の増加（15日付当地独立系ニュースサイト「ESSAHRAA」）

1. 15日付独立系ニュースサイト「ESSAHRAA」

(1) 昨年(2021年)、武装組織による攻撃が800件以上発生しており、右攻撃により、約45万人が移動を強いられ、36万人が隣国へ避難している。

(2) ブルキナファソ、マリ及びニジェールにおいて発生した難民の数は、41万人にも上り、大多数は2012年1月にマリにおいて勃発した紛争に起因する暴力行為から逃れてきた難民である。

(4) 2021年、暴力的な攻撃の影響により移動を強いられた難民は、サヘル地域全体で、50万人に上る(未公表の2021年12月の難民の数を除く)。UNHCRによると、昨年末、強制移動を余儀なくされた難民の数は、2013年に比べて10倍増加した(21万7千人から2.1百万人増加)。

2. 16日付UNHCR公式サイト

(1) UNHCRは、過去十年間で2.5百万人の難民の強制移動を引き起こした中央サヘル地域において発生している武力紛争を終わらせるために、多国間の協調的行動を呼びかける。

(2) ブルキナファソの場合、2021年末に、国内避難民の数は1.5百万を超え、サヘル地域における難民10人のうち6人がブルキナファソ人である。

(3) ニジェールでは、ティアベリ(Tillabéri)やタウア(Tahoua)における国内避難民が12か月間で53%増加している。隣国のマリでは、国内避難民が40万人以上発生しており、前年度と比べて30%増加している。

● G5サヘル執行事務局によるブルキナファソ情勢に係るプレスリリースの発出（24日付G5サヘル執行事務局公式サイト）

1. G5サヘルは、これまでの民主主義の成果を危険に晒す恐れのある、政治的・軍事的な事件がG5サヘル加盟国であるブルキナファソにおいて発生したことについて非常に懸念している。

2. 平和、安全保障、民主主義の価値を重視しているG5サヘルは、憲法秩序を阻害するこの試みを強く非難する。

3. G5サヘルは、ブルキナファソの大統領及び拘束された全ての政府関係者の身体的安全性を確保することを求める。

4. G5サヘルは、関係者全体に対し、平和裏に全ての対立の解消に向けた対話を優先するよう呼びかける。

【経済】

● 新たな食料品の価格統制策の適用（当地民間ニュースサイト「Alakhbar」）

商業省消費者保護局は、新たな食料品価格の上限リストを各商店に通達した。同リストは1月17日から適用される（以下、単位はウギア（MRU）、卸売価格／仲買価格／小売価格の順に記載。）。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 砂糖 (kg) : | 26.0 / 26.5 / 28.0 |
| (2) 小麦 (kg) : | 15.7 / 16.1 / 16.5 |
| (3) 輸入良質米 (kg) : | 36.0 / 37.0 / 38.0 |
| (4) 国産長米 (kg) : | 27.5 / 28.0 / 30.0 |
| (5) 国産碎米 (kg) : | 25.0 / 26.0 / 27.0 |
| (6) 油 (リットル) : | 62.0 / 63.0 / 65.0 |
| (7) 脱脂粉乳 (良質版) : | 110 / 112 / 117 |

● 魚粉工場とイワシ類の資源管理（27日付当地政府系日刊紙「Horizons」）

1. わずかここ数年の間に、魚粉生産が当地で氾濫している。魚粉工場（別称：usine a moka）は、利益率の高い経済活動に従事する者と、人間による水産物の消費や資源管理を重視する者との間で論争を巻き起こしている。

2. (1) 論理的には、水揚げされた魚類はまず地元市場に出回り、冷凍され、その後（廃棄分が）魚粉・魚油に加工されるはずだが、実際には、水揚げの60%が加工処理されている。自然保護系NGOのAPEAHは、ヌアディブに45棟以上の加工工場が設置され、当局による適切な監督・管理がなされていないとして、外国資本による水産資源の略奪に警鐘を鳴らしている。同NGOによれば、1トンの魚粉生産に5トンの魚が消費される。

(2) また、ヌアディブ海事アカデミーの学生の論文によれば、ヌアディブで

の魚粉・魚油のバリューチェーンは2010年より急増しており、その理由として、①イワシ・ニシン類の豊富な資源量、②チリでの魚粉生産の落ち込み、③魚粉の国際価格の上昇（700ドル／トン（2009年）から1800ドル（2011年））を挙げている（報道ベースでは、現下の国際価格は約1,500ドル／トンで推移。）。

3. (1) ヌアディブにある5つの輸出専用加工工場では、2009年の1.5万トンの生産量が、2010年10月には3.5万トン（鮮魚17.5万トン分に相当）にまで増加。また、モーリタニアの漁業セクターでは、2009年に1,323人分、2010年に2,723人分の雇用を生み出したが、うち54%が船乗り（大半が外国人）、40%が港湾労働者で、魚粉工場労働者は6%に過ぎなかった。1人分の固定雇用を生み出すために、魚粉工場の場合は118トンの水揚げが必要だが、冷凍工場の場合は33トンで足りる。

(2) 2010年以前は、魚の廃棄部位を用いた加工工場は1棟しかなかった。地元筋によれば、現在は約40棟のうち24棟が稼働中で、大半が魚一匹丸ごと利用している。モーリタニア水産物通商協会（SMCP）の統計によれば、2021年に6.1万トンの魚が魚粉に加工されたが、これは1.1万トンの魚粉に相当する。一方、地元漁師によれば、水揚げの約35%しか地元市場（国内消費）に出回っていない。

(3) 前掲の海事アカデミー学生によれば、年間60万トンの魚が魚粉・魚類に加工されており、イワシ類はほぼ全てが、他の魚類も67%（2018年）が魚粉に用いられている。

4. (1) 特にイワシ類の乱獲が問題。モロッコ北からセネガルにかけた海域では、イワシ類が小型浮魚種（petits pelagiques）の大半（2020年は48%）を占めているが、モーリタニアでのイワシ類の水産高は近年著しく増加した（2016年に7.9万トン、2017年に16.6万トン、2018／19年には40万トン。）。

(2) イワシは、モーリタニアや西アフリカ地域において、食料用のみならず、数十万人の漁師、卸売商、加工業者等の雇用をもたらすはずだが、過去10年間にわたり、国内消費はより難しく高価なものになっている。

(3) こうしたイワシの適切な資源管理に向けて、モーリタニアもセネガルも適切な措置を講じているとは言えない。セネガルでも、伝統的にイワシは国内消費に用いられ、24mのピローグなら35名の漁師が乗船し、約35トンのイワシを捕獲することが可能だったが、こうした零細漁民は漁獲減少により職を失っている。セネガルやガンビアでも、燻製魚を作る女性たちは高価となったイワシを買えなくなった。

5. (1) この点、「CAPE」（Coalition pour des accords de peche

equitable」は、緊急対策措置を奨励している。CAPEはモーリタニア海洋・水産研究所（IMROP）に対し、①魚粉加工用の水揚げ時と底引き網漁のサンプル採取と、②アフリカ北西部沖の浮魚評価に係るFAO専門家グループの勧告の適用を提言している。

（２）モーリタニア当局も、小型浮魚の捕獲高に対し２％の納付金の設定、スペインからの５百万ユーロの支援の協力合意、水産物配給公社（SNDP）の活性化等を打ち出している。SNDPは毎年１万トンの浮魚種を貧困層向けに販売している。ただし、こうした対策が、多くの国民に対し豊富で入手容易な水産資源を享受せしめる結果をもたらしているかは疑わしい。

（３）イワシ類は、捕獲は用意だが目的地までの保存が困難で、SNDPによる対策（ヌアクショットに２４０トンの冷蔵庫、発電機、冷蔵施設付きトラック２５台等の配備）にもかかわらず、コールド・チェーンの切断リスクは現実のもの。

【新型コロナウイルス】

●第４波の発表

１． １日に開催されたコロナ対策特別会合において、ザハーフ保健大臣は、感染力の高いオミクロン株を受けた新規感染者数の増加を受け、新たな感染の波（当地では第４波に相当）に突入したことを発表した。渡航者の陽性率に関して、１２月２６日時点で１％だったのに対し、同３１日は１３％に上昇。同様に、一般的な陽性率（注：市中感染の陽性率）は２％から１２％に上昇している。

２． 同会合では、国内の蔓延状況、地域感染計画の実施状況とワクチン接種を啓発するべく、各地域に調査ミッションを派遣することが決定された。

●ガズワニ大統領他要人の感染の確認

１． ３日の大統領府発表では、ガズワニ大統領のコロナ検査結果が陽性だったと発表した。同大統領は、風邪の症状を呈していた由。

２． なお、１２月２７日からアルジェリアに外遊したガズワニ大統領に同行していたイスマイル外相、大統領顧問２名を含む計４名がオミクロン株に感染していたことも判明している。

●ワクチン接種キャンペーンの成果の発表

１． ３日、保健省は、過去５回にわたるワクチン接種キャンペーンの成果として以下のとおり発表した。

・第１回（２０２１年６月１５日～１７日）： 計８２，４２２回

- ・第2回（2021年8月12日～19日）：計275,455回
 - ・第3回（2021年8月30日～9月5日）：計237,586回
 - ・第4回（2021年10月14日～19日）：計294,241回
 - ・第5回（2021年12月25日～31日）：計408,507回
- 総計：1,298,211回

2. なお、2日付保健省発表によれば、第5回接種キャンペーンで始まったブースター接種として、これまで計16,363回分実施済み。

●コロナ禍第4波を受けたコロナ対策キャンペーン（17日付当地政府系日刊紙「HORIZONS」、以下抜粋）

14日～16日の週末にかけて、ヌアクショットのみならず各地において、保健当局、地方政府・議会、NGO等がコロナ対策キャンペーンを行い、市民に対しワクチン接種と感染予防策を呼び掛けている。一例として以下のとおり。

- ・ヌアクショットでは、NGO「Nessim」が18万枚のマスクを贈与した。
- ・ホード・エッシャルギ州青年組合（Association initiative de la jeunesse）が、市内市場、公園等でマスクを配布しながらコロナ対策を訴えた。
- ・アッサバ州では、州知事がイマム（宗教指導者）との会談で、コロナ対策を市民に呼び掛けるよう要請した。
- ・タガント州ティジクジャ市では約5万枚のマスクを配布した。

●ザーハブ保健大臣のテレビ・インタビュー

1. 16日、ザーハブ保健大臣はテレビ・インタビューに応じ、現下の新型コロナウイルス蔓延状況を説明しつつ、ワクチン接種を呼びかけ、また、国民への啓蒙活動におけるメディアの重要性について触れた。

2. 保健大臣によれば、ここ数日の一日あたり新規感染者数は減少傾向にあるが、まだ第4波のピークに達したと結論づけられる段階にはなく、近隣諸国の感染状況も踏まえれば、モーリタニアの感染スピードは高い水準にある。また、（特にオミクロン株の）感染期間は5～7日間で、この間は症状がなく陰性結果が出ても他者への感染リスクがあるため、検査の質の問題ではない。

3. ファイザーについては、-70度という超冷凍のコールド・チェーンで保管する必要があるが、45日以内であれば0～8度の通常冷蔵保存が可能。いずれにせよ、保健省としてはすぐに使用される量だけを接種センターに配布している。

●陰性証明書の提示義務等の新たな水際対策の決定（24日付の保健省 Facebook）

1. 陸路・海路・空路での入国地点において、すべての渡航者は、以下の措置に従う必要がある。

（1）マスク着用、手指消毒、1.5mの社会的距離の確保、非接触型の検温

（2）WHOが承認したワクチン（アストラゼネカ、シノファーム、ファイザー／BioNTech、J&J、モデルナ、シノヴァック及びコビシールド）の接種完了証明書の提示。なお、2回目接種は接種後2週間経過した後に有効と見なされる。

（3）（到着時から）72時間以内に出発国の公認検査機関が発行したPCR検査の陰性証明書の提示。

2. 到着時にコロナ関連症状（発熱、咳、呼吸困難、くしゃみ、倦怠感等）を有している者は、衛生プロトコルに従い措置され、PCR検査（RT-PCR）を受検する。

（1）陽性の場合、自己手配した施設で（当館注：この項は前回誤訳）10日間隔離され、モーリタニア保健当局が無料でケア・フォローを行う。隔離10日目に再度PCR検査を行う。

（2）陰性の場合でも、近親者へのコロナ感染を予防するため、10日間の自主隔離が求められる。

3. PCR検査の陰性証明書及びワクチン接種完了証明書を携行していない外国人は入国を認められず、自己負担にて出発地に戻ることが求められる。

4. モーリタニア国民の遺体の帰国搬送時は、遺体搬送の必要書類（死亡証明、閉棺証明、同行者2名を明記した領事当局による送還許可等）の提示、遺体出発国医療機関によるコロナ感染状況の証明書が必要。また、空路搬送に適用されるその他の規制にも従う。

5. 航空会社の搭乗スタッフが、技術的検査等の理由で一泊以上宿泊する場合は、ワクチン接種完了証明及びPCR検査の陰性証明を携行していない場合は、出発時まで航空会社手配のホテルに隔離される。

今回の措置は、従来の措置に代替される。